

埼玉県スポーツ協会創立100周年記念表彰 実施要項

1 趣 旨

公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）が創立100周年という大きな節目を迎えることを記念し、本会のスポーツ振興事業及び本県のスポーツ界において顕著な功労があった者に対して、その功績を称え表彰する。

2 主 催

公益財団法人埼玉県スポーツ協会

3 審査及び決定

各表彰受彰者は、埼玉県スポーツ協会100周年特別委員会の審査を経て、理事会において決定する。ただし、下記4（3）の感謝状贈呈者については会長が決定する。

4 表彰の区分及び対象者

（1）功労者表彰

本会及び加盟団体の充実発展のために貢献し、功績顕著な者を表彰する。ただし、物故者は除く。

- ① 本会役員又は役員経験者
- ② 本会評議員又は評議員経験者（公益財団法人移行後の評議員に限る）
- ③ 本会各委員会委員又は委員経験者等
- ④ 本会事務局職員（退職者を含み、10年以上の勤務者に限る）
- ⑤ 加盟団体の役員（本会役員相当職）若しくは評議員（公益財団法人に限る）又は経験者（いずれも10年以上該当する者に限る）

（2）特別表彰

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会におけるメダル獲得者（所属競技団体が本会加盟後の大会とし、物故者は除く）であって、本県スポーツ振興に功績顕著な者を表彰する。

（3）感謝状贈呈

本会への寄付等格別な協力をいただいた企業等（個人含む）へ感謝状を贈呈する。

5 候補者の推薦

（1）功労者表彰

令和6年9月1日を基準日とし、上記4（1）①～④については、本会が推薦するものとする。また、上記4（1）⑤については、各加盟団体が推薦するものとする。

推薦期間は、令和6年9月1日～令和6年9月30日とする。

（2）特別表彰

令和6年9月9日を基準日とし、各加盟競技団体が推薦するものとする。

推薦期間は、令和6年9月9日～令和6年9月30日とする。

(3) 感謝状贈呈

令和7年1月31日までの寄付者について本会が推薦するものとする。

6 表彰の方法

(1) 表彰の方法

本会会長名による表彰状又は感謝状を授与（贈呈）する。

(2) 表彰式

令和7年2月23日の埼玉県スポーツ協会創立100周年記念式典において行う。

7 その他

(1) 各加盟団体は、候補者推薦に当たり、本実施要項等に基づき責任ある推薦をすること。

(2) 表彰受彰者への諸連絡は、加盟団体を通じて行うものとする。

(3) この要項に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年5月16日から施行し、令和7年2月23日限りその効力を失う。